

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部改正について

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次の  
ように改正する。

2025 年（令和 7 年）2 月 13 日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年  
藤沢市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。